

共済組合の住宅貸付を利用されている組合員の方へ

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を発行します

住宅貸付を利用し、マイホームを新築、購入、又は増改築等をされた際に、一定の要件を満たす場合は、「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。

その特別控除手続きに必要な年末残高証明書を次のとおり発行します。

①平成27年1月～令和5年12月に借入をされた方（年末調整用）

10月下旬発送予定

②令和6年1月以降に借入をされた方（確定申告用）

1月中旬発送予定

*発行は借入から完済までの期間が10年以上ある方が対象です。

*発行は所属所を経由して行います。

なお、共済組合からの借入が敷地（土地）購入のみであった場合は発行しませんが、家屋の新築や購入による借入を他の金融機関から併せてされた場合は、「特別控除」の対象となることがありますので、所属所の共済事務担当者を通じて発行をご依頼ください。（昨年までにご依頼をいただいた方は、自動的に発行します。）

また、一部繰上償還を行ったことにより、償還期間が10年未満に短縮された方は、「特別控除」の対象にならないため発行しません。

特別控除を受けるための要件等の詳細については、税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。